

健康福祉センター運営協議会設置根拠法令抜粋

地域保健法（昭和22年9月5日 法律101号）

第11条 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例（昭和32年9月10日 条例第31号）

第28条

2 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第2（抄）

付属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

2 省略

別表第3（抄）

付属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
健康福祉センター運営協議会	会長 副会長 委員	1 市及び町村の代表者 2 関係行政機関の代表者 3 医療関係団体の代表者 4 福祉関係団体の代表者 5 学識経験を有する者 6 その他の関係機関及び団体の代表者	30人以内	2年

第30条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 省略

第31条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第33条 (部会) 省略

第34条 この条例に定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第35条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

千葉県組織規程（昭和32年11月16日 規則第68号）

第150条 次の表の上欄に掲げる附属機関の庶務を処理する機関は、当該下欄に掲げるとおりとする。

(抄)

附属機関名（上欄）	機関名（下欄）
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センター運営協議会が置かれる健康福祉センター